

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：建設部都市計画課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-211	都市再生特別措置法	第 1 1 8 条 第 1 項	都市再生推進法人の指定
審査基準の内容 石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 （指定の基準等） 第 3 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のすべてに該当すると認めるときは、法第 1 1 8 条第 1 項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。 (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。 (2) 申請者又はその母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。 (3) 市内に事務所を有し、市内でまちづくり活動を行っていること。 (4) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。 (5) 業務を行うにあたって関係行政機関やほかの民間機関等と十分な連携を図ることが可能であること。 (6) 石巻市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと及び同条第 4 号に規定する暴力団員等が所属していないこと。 【参考】 （都市再生推進法人の指定） 第 1 1 8 条 市町村長は、特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又はまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指定することができる。 2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該推進法人の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。			
設定年月日	令和 2 年 5 月 2 0 日	最終更新日	

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：建設部建築指導課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-261	建築基準法	第 7 条の 6 第 1 項	仮使用の承認
審査基準の内容 石巻市仮使用承認基準 I 特定行政庁が承認を行う場合 1 （新築の建築物等） 仮使用の対象が、新築の建築物の部分又は増築工事における新設部分である場合に次の各号によるものとする。 (1) 仮使用部分が、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。 イ 建築基準法施行令（以下「政令」という。）第 1 1 2 条の防火区画及び第 1 1 4 条の界壁、隔壁 ロ 政令第 5 章第 2 節の廊下、避難階段及び出入口 ハ 政令第 5 章第 3 節の排煙設備 ニ 政令第 5 章第 4 節の非常用の照明装置 ホ 政令第 5 章第 5 節の非常用の進入口 ヘ 政令第 5 章第 6 節の敷地内の避難上及び消化上必要な通路等 ト 政令第 5 章の 2 の特殊建築物等の内装 チ 政令第 1 2 9 条の 1 3 の 3 の非常用の昇降機の設置及び構造 リ 政令第 1 2 9 条の 1 4 の避雷設備 ヌ 消防法第 1 7 条の消防設備等の設置、維持 (2) 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁又は不燃材料で造られた間仕切り等（3 0 分以上の防火・耐火性能を有するもの。）により、防火上有効に区画されていること。 (3) 工事計画に応じた、工事の使用する火気・資材等の管理の方法、防火管理の体制等について適切に計画されていること。 2 （既存の建築物） 仮使用の対象が、増築、改築に係る既存の建築物の部分、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合の承認基準は、次の各号による (1) 仮使用の部分は、次のイからホに定めるところによること。 イ 政令第 1 1 2 条第 9 項及び第 1 4 項（第 9 項に係る部分に限る。）の規定に適			

合していること。ただし、防火区画に用いられる法第2条第九号のニ及びロに規定する防火設備は、政令第112条第14項第二号イ及びロの要件を満たせばよい。

ロ 仮設屋外階段、仮設梯子等が建築物の形態、使用状況等に応じて適切に配置されている場合を除き、政令第120条、第121条及び第125条第1項の規定に適合していること。

ハ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。

ニ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により床面においておおむね1ルクス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている場合を除き、政令第126条の4及び第126条の5の規定に適合していること。

ホ 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合していること。

(2) 仮使用部分とその他の部分とは、原則として次に定める方法で有効に区画すること。ただし、特定行政庁が建築物の構造、用途又は工事内容、施工方法により支障がないと認めた場合は、この限りでない。

イ 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等（30分以上の防火・耐火性能を有するもの。）により、防火上有効に区画されていること。

ロ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がられていること。

ハ 区画した部分は、仮使用期間が終了するまで、適正に管理しなければならない。

(3) 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気・資材等の管理の方法、防火管理の体制等について適切に計画されていること。

(敷地内の状況)

3 敷地内通路、作業通路は原則として次の項目によらなければならない。

イ 工事関係の動線と避難動線は分離し、避難通路は敷地外の道路等に有効に接すること。

ロ 工事に係る通路等は、関係者以外の者が容易に立ち入ることのできない仮囲い等で区画しなければならない。

(工事中の部分の防火管理)

仮使用を行わない建築物の部分は、工事の施工等の計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気の管理、危険物の貯蔵、資材等の管理の方法、防火管理の体制が適切に計画されていること。

(仮使用部分の防火管理)

仮使用部分は、消防法令による防火管理者を定め適切な防火管理を行うと共に、

自営消防隊を設置する等、非常時の対策を考慮しなければならない。

II 建築主事が承認を行う場合

仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合しており、かつ、手直し工事等がある場合は、当該工事が避難施設等の機能に支障を及ぼさないものであること。

- イ 政令第112条の防火区画
- ロ 政令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口
- ハ 政令第5章3節の排煙設備
- ニ 政令第5章4節の非常用の照明装置
- ホ 政令第5章5節の非常用の進入口
- ヘ 政令第5章の2 特殊建築物等の内装
- ト 政令第129条の13の3の非常用の昇降機の設置及び構造
- チ 消防法第17条の消防設備等

III 制限の付加

特定行政庁は、建築物の用途、規模、仮使用の計画等により必要と認められる場合には、この基準の他に制限を付加する場合がある。

設定年月日	平成17年4月1日	最終更新日	平成21年4月1日
-------	-----------	-------	-----------

様式第 3 号（第 9 条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：建設部建築指導課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-298	建築基準法	第 8 7 条の 4	建築設備の仮使用の承認
審査基準の内容 石巻市仮使用承認基準 I 特定行政庁が承認を行う場合 1 （新築の建築物等） 仮使用の対象が、新築の建築物の部分又は増築工事における新設部分である場合に次の各号によるものとする。 (1) 仮使用部分が、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。 イ 建築基準法施行令（以下「政令」という。）第 1 1 2 条の防火区画及び第 1 1 4 条の界壁、隔壁 ロ 政令第 5 章第 2 節の廊下、避難階段及び出入口 ハ 政令第 5 章第 3 節の排煙設備 ニ 政令第 5 章第 4 節の非常用の照明装置 ホ 政令第 5 章第 5 節の非常用の進入口 ヘ 政令第 5 章第 6 節の敷地内の避難上及び消化上必要な通路等 ト 政令第 5 章の 2 の特殊建築物等の内装 チ 政令第 1 2 9 条の 1 3 の 3 の非常用の昇降機の設置及び構造 リ 政令第 1 2 9 条の 1 4 の避雷設備 ヌ 消防法第 1 7 条の消防設備等の設置、維持 (2) 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁又は不燃材料で造られた間仕切り等（3 0 分以上の防火・耐火性能を有するもの。）により、防火上有効に区画されていること。 (3) 工事計画に応じた、工事の使用する火気・資材等の管理の方法、防火管理の体制等について適切に計画されていること。 2 （既存の建築物） 仮使用の対象が、増築、改築に係る既存の建築物の部分、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合の承認基準は、次の各号による (1) 仮使用の部分は、次のイからホに定めるところによること。 イ 政令第 1 1 2 条第 9 項及び第 1 4 項（第 9 項に係る部分に限る。）の規定に適			

合していること。ただし、防火区画に用いられる法第2条第九号のニ及びロに規定する防火設備は、政令第112条第14項第二号イ及びロの要件を満たせばよい。

ロ 仮設屋外階段、仮設梯子等が建築物の形態、使用状況等に応じて適切に配置されている場合を除き、政令第120条、第121条及び第125条第1項の規定に適合していること。

ハ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。

ニ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により床面においておおむね1ルクス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている場合を除き、政令第126条の4及び第126条の5の規定に適合していること。

ホ 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合していること。

(2) 仮使用部分とその他の部分とは、原則として次に定める方法で有効に区画すること。ただし、特定行政庁が建築物の構造、用途又は工事内容、施工方法により支障がないと認めた場合は、この限りでない。

イ 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等（30分以上の防火・耐火性能を有するもの。）により、防火上有効に区画されていること。

ロ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がられていること。

ハ 区画した部分は、仮使用期間が終了するまで、適正に管理しなければならない。

(3) 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気・資材等の管理の方法、防火管理の体制等について適切に計画されていること。

(敷地内の状況)

3 敷地内通路、作業通路は原則として次の項目によらなければならない。

イ 工事関係の動線と避難動線は分離し、避難通路は敷地外の道路等に有効に接すること。

ロ 工事に係る通路等は、関係者以外の者が容易に立ち入ることのできない仮囲い等で区画しなければならない。

(工事中の部分の防火管理)

仮使用を行わない建築物の部分は、工事の施工等の計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気の管理、危険物の貯蔵、資材等の管理の方法、防火管理の体制が適切に計画されていること。

(仮使用部分の防火管理)

仮使用部分は、消防法令による防火管理者を定め適切な防火管理を行うと共に、

自営消防隊を設置する等、非常時の対策を考慮しなければならない。

II 建築主事が承認を行う場合

仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合しており、かつ、手直し工事等がある場合は、当該工事が避難施設等の機能に支障を及ぼさないものであること。

- イ 政令第112条の防火区画
- ロ 政令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口
- ハ 政令第5章3節の排煙設備
- ニ 政令第5章4節の非常用の照明装置
- ホ 政令第5章5節の非常用の進入口
- ヘ 政令第5章の2特殊建築物等の内装
- ト 政令第129条の13の3の非常用の昇降機の設置及び構造
- チ 消防法第17条の消防設備等

III 制限の付加

特定行政庁は、建築物の用途、規模、仮使用の計画等により必要と認められる場合には、この基準の他に制限を付加する場合がある。

設定年月日	平成17年4月1日	最終更新日	平成21年4月1日
-------	-----------	-------	-----------

様式第3号（第9条関係）

申請に対する処分の審査基準

所管部課名：建設部建築指導課

No.	根拠法令	根拠条項	許認可等の内容
法-302	建築基準法	第88条 第1項	昇降機等工作物の仮使用の承認
審査基準の内容 石巻市仮使用承認基準 I 特定行政庁が承認を行う場合 1 （新築の建築物等） 仮使用の対象が、新築の建築物の部分又は増築工事における新設部分である場合に次の各号によるものとする。 (1) 仮使用部分が、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合していること。 イ 建築基準法施行令（以下「政令」という。）第112条の防火区画及び第114条の界壁、隔壁 ロ 政令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口 ハ 政令第5章第3節の排煙設備 ニ 政令第5章第4節の非常用の照明装置 ホ 政令第5章第5節の非常用の進入口 ヘ 政令第5章第6節の敷地内の避難上及び消化上必要な通路等 ト 政令第5章の2の特殊建築物等の内装 チ 政令第129条の13の3の非常用の昇降機の設置及び構造 リ 政令第129条の14の避雷設備 ヌ 消防法第17条の消防設備等の設置、維持 (2) 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて、耐火構造の壁又は不燃材料で造られた間仕切り等（30分以上の防火・耐火性能を有するもの。）により、防火上有効に区画されていること。 (3) 工事計画に応じた、工事の使用する火気・資材等の管理の方法、防火管理の体制等について適切に計画されていること。 2 （既存の建築物） 仮使用の対象が、増築、改築に係る既存の建築物の部分、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替の工事を行う既存の建築物である場合の承認基準は、次の各号による (1) 仮使用の部分は、次のイからホに定めるところによること。 イ 政令第112条第9項及び第14項（第9項に係る部分に限る。）の規定に適			

合していること。ただし、防火区画に用いられる法第2条第九号のニ及びロに規定する防火設備は、政令第112条第14項第二号イ及びロの要件を満たせばよい。

ロ 仮設屋外階段、仮設梯子等が建築物の形態、使用状況等に応じて適切に配置されている場合を除き、政令第120条、第121条及び第125条第1項の規定に適合していること。

ハ 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、各階における直通階段の幅員の合計が、その直上階以上の階のうち床面積が最大の階における床面積100㎡につき30cmの割合で計算した数値以上確保されていること。

ニ 小規模な居室、バッテリー内蔵型の非常用照明等の設置により床面においておおむね1ルクス程度の明るさが確保されている建築物の部分又は夜間使用がない建築物で十分な明るさを確保できる窓等の開口部が設けられている場合を除き、政令第126条の4及び第126条の5の規定に適合していること。

ホ 消防機関において、消防活動上支障がないと認める措置が講ぜられている場合を除き、政令第126条の6及び第126条の7の規定に適合していること。

(2) 仮使用部分とその他の部分とは、原則として次に定める方法で有効に区画すること。ただし、特定行政庁が建築物の構造、用途又は工事内容、施工方法により支障がないと認めた場合は、この限りでない。

イ 仮使用部分とその他の部分とは、建築物の構造、用途又は工事内容等に応じて耐火構造の壁、不燃材料で造られた間仕切り等（30分以上の防火・耐火性能を有するもの。）により、防火上有効に区画されていること。

ロ 工事施工部分に面する換気、暖房、冷房及び排煙の設備の風道の吹出口等が、鉄板その他の不燃材料で塞がられていること。

ハ 区画した部分は、仮使用期間が終了するまで、適正に管理しなければならない。

(3) 工事計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気・資材等の管理の方法、防火管理の体制等について適切に計画されていること。

(敷地内の状況)

3 敷地内通路、作業通路は原則として次の項目によらなければならない。

イ 工事関係の動線と避難動線は分離し、避難通路は敷地外の道路等に有効に接すること。

ロ 工事に係る通路等は、関係者以外の者が容易に立ち入ることのできない仮囲い等で区画しなければならない。

(工事中の部分の防火管理)

仮使用を行わない建築物の部分は、工事の施工等の計画に応じた避難施設等に係る代替措置、工事に使用する火気の管理、危険物の貯蔵、資材等の管理の方法、防火管理の体制が適切に計画されていること。

(仮使用部分の防火管理)

仮使用部分は、消防法令による防火管理者を定め適切な防火管理を行うと共に、

自営消防隊を設置する等、非常時の対策を考慮しなければならない。

II 建築主事が承認を行う場合

仮使用部分は、下記項目について、建築基準法の規定及び消防法の規定にそれぞれ適合しており、かつ、手直し工事等がある場合は、当該工事が避難施設等の機能に支障を及ぼさないものであること。

- イ 政令第112条の防火区画
- ロ 政令第5章第2節の廊下、避難階段及び出入口
- ハ 政令第5章3節の排煙設備
- ニ 政令第5章4節の非常用の照明装置
- ホ 政令第5章5節の非常用の進入口
- ヘ 政令第5章の2 特殊建築物等の内装
- ト 政令第129条の13の3の非常用の昇降機の設置及び構造
- チ 消防法第17条の消防設備等

III 制限の付加

特定行政庁は、建築物の用途、規模、仮使用の計画等により必要と認められる場合には、この基準の他に制限を付加する場合がある。

設定年月日	平成17年4月1日	最終更新日	平成21年4月1日
-------	-----------	-------	-----------